**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府大阪市住吉区長居西三丁目二番、最後の住所大阪市港区夕凪二丁目一八番五五―一一〇八号　被相続人　亡　志波みつ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

大阪市北区中津一丁目一五番一五号中津第二リッチビル三階

相続財産管理人　弁護士　中山　正隆

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島県三原市須波ハイツ一丁目七六五番地四二〇、最後の住所広島県三原市須波ハイツ一丁目一〇番二号

被相続人　亡　大儀　照久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

事務所広島県尾道市新浜一丁目一四番三一号　金属ビル七〇一号

相続財産管理人　弁護士　橋本　則利

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍香川県観音寺市大野原町内野々二九八番地、最後の住所香川県観音寺市大野原町内野々二六五番地二　被相続人　亡　藤岡　孝治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

香川県高松市丸の内七番一七号あんしん館二階　平井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平井　功祥

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北九州市八幡西区大字本城二一八六番地、最後の住所北九州市八幡西区本城三丁目二六番一八号　被相続人　亡　小笠原邦郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

北九州市門司区柳町二丁目三番一四大八ビル二〇二号

相続財産管理人　司法書士　花田　貴之

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡県大川市大字新田九九七番地二の一、最後の住所福岡県大川市大字酒見五〇六番地　被相続人　亡　江口　信義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

福岡県北九州市小倉北区田町一八番一〇号ロイヤルMビル二〇二号

相続財産管理人　蓼沼　一郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡県直方市知古二丁目六五番地、最後の住所福岡県直方市大字中泉七九九番地一六　被相続人　亡　小川　政治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

福岡市中央区警固一丁目一一番一一号アーバンスクエア警固六階　みらい法律事務所

相続財産管理人　髙松　康祐

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡県太宰府市五条一丁目二四三七番地一、最後の住所福岡県太宰府市五条一丁目九番五〇号　被相続人　亡　田中　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

福岡市中央区警固一丁目一一番一一号アーバンスクエア警固六階　みらい法律事務所

相続財産管理人　髙松　康祐

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡県大川市大字酒見五〇六番地　被相続人　亡　江口　信義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一五番二七号赤坂ハイツ二階

相続財産管理人　弁護士　世良　洋子

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地整理の為に無縁墳墓等について改葬することになりましたので墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年一月十八日

一　墳墓等所在地　宮城県仙台市宮城野区福田町一丁目五五番地

一　墳墓等の名称　雲洞院墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　は―44　本籍不詳　渡辺勝雄（使用者　渡辺とみ子）、な―21　本籍不詳　田中希子（使用者　田中希子）、に―27　本籍不詳（使用者　伊藤文雄）

一　改葬を行おうとする者　宮城県仙台市宮城野区福田町一丁目一〇―二五　雲洞院　住職　小松　啓祐

**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年1月18日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ＫＡＣ　②東京都知事(1)91453　③代表取締役　石塚政和　④東京都江戸川区北篠崎１丁目３番８号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都江戸川区北篠崎１丁目３番８号　株式会社ＫＡＣ　代表取締役　石塚政和

①ナイス株式会社　②国土交通大臣(2)7535　③代表取締役　平田恒一郎　④神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４―33―１　廃止した従たる事務所　宮城県名取市杜せきのした二丁目２―３　103号室　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４―33―１　ナイス株式会社　代表取締役　平田恒一郎

①金田起業株式会社　②愛知県知事(6)15781　③代表取締役　金田勝博　④愛知県豊橋市中岩田三丁目３番地の17　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県豊橋市中岩田三丁目３番地の17　金田起業株式会社　代表取締役　金田勝博

①秀和不動産　②愛知県知事(2)19690　③代表　西原茂男　④愛知県尾張旭市大久手町一の曽1469番地13　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県尾張旭市大久手町一の曽1469番地13　秀和不動産　代表　西原茂男

①大阪理財有限会社　②大阪府知事(2)49296　③取締役　西村周三　④大阪府大阪市中央区内平野町一丁目４番１号シティコープマーキュリー702　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市中央区内平野町一丁目４番１号シティコープマーキュリー702　大阪理財有限会社　取締役　西村周三

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府大阪市住吉区長居西三丁目二番、最後の住所大阪市港区夕凪二丁目一八番五五―一一〇八号　被相続人　亡　志波みつ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

大阪市北区中津一丁目一五番一五号中津第二リッチビル三階

相続財産管理人　弁護士　中山　正隆

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島県三原市須波ハイツ一丁目七六五番地四二〇、最後の住所広島県三原市須波ハイツ一丁目一〇番二号

被相続人　亡　大儀　照久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

事務所広島県尾道市新浜一丁目一四番三一号　金属ビル七〇一号

相続財産管理人　弁護士　橋本　則利

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍香川県観音寺市大野原町内野々二九八番地、最後の住所香川県観音寺市大野原町内野々二六五番地二　被相続人　亡　藤岡　孝治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

香川県高松市丸の内七番一七号あんしん館二階　平井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平井　功祥

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北九州市八幡西区大字本城二一八六番地、最後の住所北九州市八幡西区本城三丁目二六番一八号　被相続人　亡　小笠原邦郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

北九州市門司区柳町二丁目三番一四大八ビル二〇二号

相続財産管理人　司法書士　花田　貴之

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡県大川市大字新田九九七番地二の一、最後の住所福岡県大川市大字酒見五〇六番地　被相続人　亡　江口　信義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

福岡県北九州市小倉北区田町一八番一〇号ロイヤルMビル二〇二号

相続財産管理人　蓼沼　一郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡県直方市知古二丁目六五番地、最後の住所福岡県直方市大字中泉七九九番地一六　被相続人　亡　小川　政治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

福岡市中央区警固一丁目一一番一一号アーバンスクエア警固六階　みらい法律事務所

相続財産管理人　髙松　康祐

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡県太宰府市五条一丁目二四三七番地一、最後の住所福岡県太宰府市五条一丁目九番五〇号　被相続人　亡　田中　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

福岡市中央区警固一丁目一一番一一号アーバンスクエア警固六階　みらい法律事務所

相続財産管理人　髙松　康祐

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡県大川市大字新田九九七番地二の一、最後の住所福岡県大川市大字酒見五〇六番地　被相続人　亡　江口　信義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一五番二七号赤坂ハイツ二階

相続財産管理人　弁護士　世良　洋子

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地整理の為に無縁墳墓等について改葬することになりましたので墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年一月十八日

一　墳墓等所在地　宮城県仙台市宮城野区福田町一丁目五五番地

一　墳墓等の名称　雲洞院墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　は―44　本籍不詳　渡辺勝雄（使用者　渡辺とみ子）、な―21　本籍不詳　田中希子（使用者　田中希子）、に―27　本籍不詳（使用者　伊藤文雄）

一　改葬を行おうとする者　宮城県仙台市宮城野区福田町一丁目一〇―二五　雲洞院　住職　小松　啓祐

**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年1月18日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ＫＡＣ　②東京都知事(1)91453　③代表取締役　石塚政和　④東京都江戸川区北篠崎１丁目３番８号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都江戸川区北篠崎１丁目３番８号　株式会社ＫＡＣ　代表取締役　石塚政和

①ナイス株式会社　②国土交通大臣(2)7535　③代表取締役　平田恒一郎　④神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４―33―１　廃止した従たる事務所　宮城県名取市杜せきのした二丁目２―３　103号室　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４―33―１　ナイス株式会社　代表取締役　平田恒一郎

①金田起業株式会社　②愛知県知事(6)15781　③代表取締役　金田勝博　④愛知県豊橋市中岩田三丁目３番地の17　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県豊橋市中岩田三丁目３番地の17　金田起業株式会社　代表取締役　金田勝博

①秀和不動産　②愛知県知事(2)19690　③代表　西原茂男　④愛知県尾張旭市大久手町一の曽1469番地13　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県尾張旭市大久手町一の曽1469番地13　秀和不動産　代表　西原茂男

①大阪理財有限会社　②大阪府知事(2)49296　③取締役　西村周三　④大阪府大阪市中央区内平野町一丁目４番１号シティコープマーキュリー702　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市中央区内平野町一丁目４番１号シティコープマーキュリー702　大阪理財有限会社　取締役　西村周三

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府大阪市住吉区長居西三丁目二番、最後の住所大阪市港区夕凪二丁目一八番五五―一一〇八号　被相続人　亡　志波みつ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

大阪市北区中津一丁目一五番一五号中津第二リッチビル三階

相続財産管理人　弁護士　中山　正隆

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島県三原市須波ハイツ一丁目七六五番地四二〇、最後の住所広島県三原市須波ハイツ一丁目一〇番二号

被相続人　亡　大儀　照久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

事務所広島県尾道市新浜一丁目一四番三一号　金属ビル七〇一号

相続財産管理人　弁護士　橋本　則利

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍香川県観音寺市大野原町内野々二九八番地、最後の住所香川県観音寺市大野原町内野々二六五番地二　被相続人　亡　藤岡　孝治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

香川県高松市丸の内七番一七号あんしん館二階　平井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平井　功祥

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北九州市八幡西区大字本城二一八六番地、最後の住所北九州市八幡西区本城三丁目二六番一八号　被相続人　亡　小笠原邦郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

北九州市門司区柳町二丁目三番一四大八ビル二〇二号

相続財産管理人　司法書士　花田　貴之

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡県大川市大字新田九九七番地二の一、最後の住所福岡県大川市大字酒見五〇六番地　被相続人　亡　江口　信義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

福岡県北九州市小倉北区田町一八番一〇号ロイヤルMビル二〇二号

相続財産管理人　蓼沼　一郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡県直方市知古二丁目六五番地、最後の住所福岡県直方市大字中泉七九九番地一六　被相続人　亡　小川　政治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

福岡市中央区警固一丁目一一番一一号アーバンスクエア警固六階　みらい法律事務所

相続財産管理人　髙松　康祐

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡県太宰府市五条一丁目二四三七番地一、最後の住所福岡県太宰府市五条一丁目九番五〇号　被相続人　亡　田中　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

福岡市中央区警固一丁目一一番一一号アーバンスクエア警固六階　みらい法律事務所

相続財産管理人　髙松　康祐

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡県大川市大字新田九九七番地二の一、最後の住所福岡県大川市大字酒見五〇六番地　被相続人　亡　江口　信義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一五番二七号赤坂ハイツ二階

相続財産管理人　弁護士　世良　洋子

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地整理の為に無縁墳墓等について改葬することになりましたので墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年一月十八日

一　墳墓等所在地　宮城県仙台市宮城野区福田町一丁目五五番地

一　墳墓等の名称　雲洞院墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　は―44　本籍不詳　渡辺勝雄（使用者　渡辺とみ子）、な―21　本籍不詳　田中希子（使用者　田中希子）、に―27　本籍不詳（使用者　伊藤文雄）

一　改葬を行おうとする者　宮城県仙台市宮城野区福田町一丁目一〇―二五　雲洞院　住職　小松　啓祐

**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年1月18日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ＫＡＣ　②東京都知事(1)91453　③代表取締役　石塚政和　④東京都江戸川区北篠崎１丁目３番８号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都江戸川区北篠崎１丁目３番８号　株式会社ＫＡＣ　代表取締役　石塚政和

①ナイス株式会社　②国土交通大臣(2)7535　③代表取締役　平田恒一郎　④神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４―33―１　廃止した従たる事務所　宮城県名取市杜せきのした二丁目２―３　103号室　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４―33―１　ナイス株式会社　代表取締役　平田恒一郎

①金田起業株式会社　②愛知県知事(6)15781　③代表取締役　金田勝博　④愛知県豊橋市中岩田三丁目３番地の17　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県豊橋市中岩田三丁目３番地の17　金田起業株式会社　代表取締役　金田勝博

①秀和不動産　②愛知県知事(2)19690　③代表　西原茂男　④愛知県尾張旭市大久手町一の曽1469番地13　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県尾張旭市大久手町一の曽1469番地13　秀和不動産　代表　西原茂男

①大阪理財有限会社　②大阪府知事(2)49296　③取締役　西村周三　④大阪府大阪市中央区内平野町一丁目４番１号シティコープマーキュリー702　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市中央区内平野町一丁目４番１号シティコープマーキュリー702　大阪理財有限会社　取締役　西村周三